

〔解答〕 2)

解説]

1) 適切。

企業型年金加入者であった者または個人型年金加入者は、国民年金基金連合会に申し出ることで、個人型年金運用指図者となることができます。

2) 不適切。

個人型年金運用指図者となった月に運用指図者でなくなった者は、運用指図者となった日にさかのぼって、運用指図者でなかったものとみなされます。

3) 適切。

なお、60歳以上であっても国民年金の第2号被保険者または任意加入被保険者であれば、引き続き個人型年金加入者となることができます。

4) 適切。

個人型年金運用指図者が個人型年金加入者に該当するに至ったときは、当該至った日に個人型年金運用指図者の資格を喪失します。

なお、個人型年金運用指図者が死亡したとき、また個人型年金の個人別管理資産額がなくなったときは、当該至った日の翌日に個人型年金運用指図者の資格を喪失します。